

令和5年3月

事業主様

大阪府電気工事健康保険組合
理事長 安藤一彦
(公印省略)

令和5年度の健康保険料等について（変更なしのお知らせ）

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご協力とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度の健康保険料・介護保険料について下記のとおり、健康保険組合会にて承認されましたのでお知らせいたします。

健康保険料・介護保険料ともに料率の変更はなく、令和4年度から変更はございません。但し、健康保険料の内訳（基本保険料・特定保険料・調整保険料）の料率割合のみ変更になりましたので下表をご参照ください。

記

内訳につきましては令和5年3月分保険料より下表のとおりとなります。

保 険 料 率 (%)				負 担 割 合 (%)	
健康 保 険 料	99/1000 変更なし	一般保険料	97.7/1000	事業主	49.5/1000
		一般保険料内訳			
				基本保険料 57.9/1000 特定保険料 39.8/1000	被保険者
		調整保険料	1.30/1000		
介 護 保 険 料	18/1000 変更なし			事業主	9.0/1000
				被保険者	9.0/1000

- 基本保険料・・・当健康保険組合加入者の医療給付に充てる保険料
- 特定保険料・・・高齢者の医療を支える費用に充てる保険料
- 調整保険料・・・全国の健康保険組合間の共同事業に充てる保険料

} 一般保険料 } 健康保険料

※介護保険2号被保険者（満40歳～65歳未満）以外の被保険者は健康保険料のみになります。
※令和5年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は「380,000円」に決まりました。退職後の任意継続被保険者の標準報酬は、退職時の標準報酬か前年度9月末現在の当健康保険組合全被保険者の標準報酬の平均額のいずれか低い額となり、令和5年4月～令和6年3月31日までの当健康保険組合における任意継続被保険者の標準報酬の上限は「380,000円」になります。

以上